

板橋区個別接種促進支援事業協力金交付要綱

(令和5年4月4日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）附則第14条第1項の規定により改正法第5条の規定による改正後の予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第6条第3項の規定により行われたものとみなされた厚生労働大臣の指示に基づいて行う、法第30条の規定により第一号法定受託事務とされている新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）に係る特例的な臨時接種に係る事務の実施に当たり、住民等（外国人登録を行っている者等を含む。以下同じ。）へのワクチンの接種を促進することを目的として、自施設にて個別接種する診療所に対して協力金の交付を行うに当たり、必要な事項を定める。

(実施事業)

第2条 本要綱で規定する事業の名称は、板橋区個別接種促進支援事業とする。

(実施主体)

第3条 前条に掲げる事業は、板橋区（以下「区」という。）が実施する。

(交付対象)

第4条 区は、次の各号の全てに該当する診療所に対して協力金を交付する。

- (1) 集合契約方式により区と新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約を締結し、区からワクチンの配分を受けて、個別接種を実施する診療所。なお、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に定める「介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）」、「介護老人保健施設」及び「介護医療院」（以下「高齢者施設等」という。）が、施設の配置医師等（外部の医療機関を除く。）により、当該施設内の入居者・従事者等へワクチンの接種を行った場合（以下「高齢者施設等による自施設接種」という。）は、当該高齢者施設等を、個別接種を実施する「診療所」とみなす。
- (2) 次に掲げる接種回数及び接種体制の要件を全て満たすこと。この場合において、ワクチンの接種に際し、通常の診療を休診して実施するかは問わない。また、休日・休診日・時間外・平日診療時間内等の別を問わない。なお、「自施設」における接種には、巡回診療による接種を含む。
また、前号に定める「高齢者施設等による自施設接種」による協力金の

交付申請においては、以下に規定する接種回数算定において、「自施設」を「当該施設」とし、「住民等」を「当該施設内の入居者・従事者等」として取り扱うこととする。

ア 区が別途定める各集計期間における接種について、診療所が自施設において、住民等を対象として週100回以上の接種を4週間以上行い、かつ、週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は時間外（診療所の標榜する診療時間以外の時間。以下同じ。）若しくは夜間（午後6時以降。以下同じ。）又は休日（土曜日を含む。以下同じ。）にかかる接種体制を用意していること。なお、本事業において「週」とは日曜日から土曜日までの最大7日間を指し、「時間外」及び「夜間」については、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に「時間外」、「夜間」の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付等の段階において当該時間帯に受け入れている等、当初から接種可能な体制を取っていることを必要とする。

イ 以下の(ア)から(オ)までの全ての接種体制の要件を満たすこと。

(ア) 診療所が、区の決定した方法に従い、接種の予約受付、予約管理等を行うこと。この場合において、ワクチンの有効利用の観点から、キャンセル発生時の対応について、厚生労働省の手引に従い、あらかじめ対応方針を定め、体制を整備すること。

(イ) 診療所が、ワクチン、シリンジ、注射針及び生理食塩水（以下「ワクチン等」という。）の必要量をワクチン接種円滑化システム（V-SYS）に登録するか、基本型施設等に接種予定数量を伝える等により、ワクチン等を確保すること。区又は基本型施設等と移送方法を協議の上、ワクチン等の移送又は受取りを行うこと。ワクチンは、冷蔵庫等により適切に保管すること。

(ウ) 診療所が、ワクチン接種記録システム（VRS）登録タブレット等による接種実績の登録又は接種券発行元区市町村への報告を適切に行うこと。

(エ) 接種に伴う副反応等の発生に備え、自施設における初期対応や搬送先の医療機関の確認等を含む危機管理体制を整備すること。

(オ) 予診票の写し又は診療録等の接種実績を確認できる書類等を接種の実施年度の終了から5年間保管し、区が確認を要する場合にこれら接種実績を確認できる書類の提示若しくは当該書類の写しを提出できるようにすること。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認めた医療機関等に対して協力金を交付することができる。

(交付対象期間)

第5条 協力金の交付対象期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(協力金の支給額)

第6条 区は、第8条第2項の規定により協力金を支給することが決定した医療機関等に対し、第4条第1項第2号の規定により週100回以上の接種を行った週における全ての接種回数について、接種1回当たり2,000円を支払う。ただし、接種回数には「予診のみ」は含まない。

(協力金の申請及び支給の方式)

第7条 協力金の交付を受けようとする医療機関等は、区が別に定める日までに板橋区個別接種促進支援事業申請書兼接種計画書(様式第1号)に必要事項を記入し、区長に申請しなければならない。ただし、区が別に定める方法でワクチン発注書・発注数変更書(様式第2号)を区に提出することによりワクチン等を注文し、ワクチン等を受け取った場合には、これにより板橋区個別接種促進支援事業申請書兼接種計画書(様式第1号)を区長に提出し、申請したものとみなす。

2 前項の規定により申請した書類に基づいて各集計期間の接種を実施した診療所は、区が別に定める日までに板橋区個別接種促進支援事業実施報告書(様式第3号)及び板橋区個別接種促進支援事業請求書(様式第4号)に必要事項を記入し、区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項及び前項の規定により書類が提出された場合は、当該書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない医療機関等を除き、申請及び請求を受け付ける。この場合において、第1項及び前項の規定により提出された書類に不足があるときは、区長は、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

(審査及び支給決定)

第8条 区長は、協力金の交付を受けようとする医療機関等から提出された書類に基づき、交付の可否を審査するものとする。

2 区長は、前条第1項の申請及び同条第2項の報告及び請求があったときは、すみやかにその内容を審査し、支給をすべきものと認められるときは支給を決定するものとする。

(支給方法)

第9条 協力金の交付は、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(決定の取消し)

第10条 区長は、医療機関等が偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたとき又は協力金の交付に係る接種実績が確認できないときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(不当利得の返還)

第11条 区長は、前条の規定により協力金の交付を取り消した場合であって既に医療機関等に協力金を支給した場合又は協力金の支給後に過誤額を確認した場合は、協力金の支給を受けた者に対し、支給した協力金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 協力金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第13条 区は、協力金の交付を行うことの決定のための調査又は過去に決定した協力金の交付に係る調査のために特に必要と認めるときは、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協力金の支払いに係る事務の実施に必要な事項は板橋区保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

板橋区個別接種促進支援事業 申請書兼接種計画書

板橋区長 様

当機関は、板橋区個別接種促進支援事業協力金交付要綱に沿って、当事業に協力を行います。ついては、当申請書兼接種計画書を提出し、協力金の交付申請を行います。

[第 期]

曜日	月	火	水	木	金	土	日
日付							
接種数							
日付							
接種数							
日付							
接種数							
日付							
接種数							
日付							
接種数							
日付							
接種数							
日付							
接種数							
日付							
接種数							

医療機関所在地：

保険医療機関コード等もしくは類似コード：

医療機関名：

開設者職氏名：

[開設者が法人の場合は法人名及び代表者名]

板橋区長様

ワクチン発注書・発注数変更書

白い箇所をすべて記入してください

項目	新規発注/発注数変更
ワクチン発注番号	
医療機関名称	

発注バイアル数

月 日（曜日）配送		バイアル	名分
（接種期間： 月 日（曜日）～ 月 日（曜日））			

※発注締切後に実際に配送する決定量を連絡します。

様式第3号（第7条関係）

板橋区個別接種促進支援事業

年 月 日

実施報告書

（第 期）

板橋区長 様

（所在地）
（医療機関名）
（代表者名）

板橋区個別接種促進支援事業について、接種体制の要件を満たし、以下のとおり実施したことを報告いたします。

■接種件数明細

年度	月	火	水	木	金	土	日	週の合計	該当
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									

該当週の合計

様式第4号（第7条関係）

板橋区個別接種促進支援事業

年 月 日

請求書（第 期）

板橋区長 様

（所在地）
（医療機関名）
（代表者名）

以下のとおり請求いたします。

請求金額	円
------	---

■請求内訳

	協力金単価	対象件数	請求金額
個別接種促進支援事業	2,000 円	件	円
合計			円

■接種件数明細

年度	月	火	水	木	金	土	日	週の合計	該当
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									
月 日～ 月 日									

該当週の合計